

新型コロナウイルスに関する Q & A (企業の方向け)(抄)

< 昼休みの時差取得 >

問 4 ) 新型コロナウイルス感染防止の観点から、ランチタイムの混雑を避けるため、部署ごとに昼休みの時間をずらして、時間差で昼休みを取得させることを考えていますが、どのような手続が必要でしょうか。

答 4 ) 新型コロナウイルスの感染リスクとして、職場においては、特に「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室など)に注意が必要とされています。こうした観点から、昼休みの時間を分散させることにより、ランチタイムにエレベーターや食堂に人が集中することなどを抑制することは、新型コロナウイルスの感染防止対策として有効と考えられます。

労働基準法では、休憩時間は労働者に一斉に与えなければならないこととされており、昼休みを時差取得とする場合には、労使協定を締結して、対象者の範囲、新たな昼休みの時間の2点を、取り決めていただくこととなります。また、その際は、労働者の意向などもよく確認いただきながら、職場の実情に応じて取り決めていただくことが重要です。

労使協定は、過半数労働組合又は過半数代表者と書面で締結する必要があります。  
以下の業種については、一斉休憩の規定は適用されていません。

運輸交通業 商業 金融・広告業 映画・演劇業 通信業 保健衛生業  
接客娯楽業 官公署(現業部門を除く)

常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。